

## 小作料統制令の歴史的意義

——小作料統制令第4条を中心に——

坂 根 嘉 弘

### はじめに

近年、戦時経済統制についての研究が盛んになりつつあるが、戦時農業問題についての研究は、なかなか通史的分析の域をでない状況にある。本稿でとりあげる小作料統制令についても、基本的には同様の状況にある。本稿の課題は、このような研究状況に対し、小作料統制令の運用実績を明らかにし、その歴史的意義を考察するところにある。

小作料統制令は、国家総動員法第19条に基づき1939年12月6日勅令第823号として公布され、12月11日から施行された<sup>(1)</sup>。本令は、戦時経済統制下での低物価政策の一環として、漸騰しつつあった小作料・土地価格の抑制を目的としつつ、あわせて農業経営の安定と農業生産力の維持増進をはかり、農村平和を保持することをねらいとしていた<sup>(2)</sup>。小作料統制令の中心的事業は、第4条の市町村農地委員会による小作料適正化事業であった。第4条は、市町村農地委員会が必要と認めたときは、地主小作の合意の下に、当該市町村の農地について小作料を引下げ、減免条件を変更することができるというものであった。農林省では、これを小作料適正化事業と呼び、小作料統制令の中心的事業として位置付けていた。第6条は、地方長官が小作料につき著しく不当と認めたときには地主に対し小作料の引下げや減免条件の変更を命じることができるという規定で、この地方長官による小作料引下命令は、第4条の小作料適正化事業で市町村農地委員会が作成した改訂小作料案にどうしても同意しない不同意地主に対して用意されたものであった。第3条は1939年9月18日を基準にした小作料の引上停止規定であった<sup>(3)</sup>。第4条・第6条による改訂小作料は、第3条の小作料や減免条件とみなされた。以上が小作料統制令の概要であるが、本稿では、これらのうち、小作料統制令の中心的事業であった第4条の小作料適正化事業を取り上げたい。ただし、紙数の関係から、小作料適正化事業の実施過程やその過程における道府県別特徴については割愛せざるを得なかった。したがって、本稿では、小作料適正化事業の実績とその

\* 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C(2)、課題番号11630081）による研究成果の一部である。

注 (1) 小作料統制令については、農林省農務局『小作料統制令に就いて』1939年；戸嶋芳雄「小作料統制令に付いて」『法律時報』第12巻第1号（1940年1月）；田辺勝正『時局対策としての小作料統制令』1940年などを参照。なお、農林事務官戸嶋芳雄が小作料統制令の立法責任者であった。

(2) 「小作料統制令施行ニ関スル件」『農地制度資料集成』（以下、『集成』と略）第10巻，御茶の水書房，1972年，149～151頁。

(3) ただし、特別の事由ある場合には地方長官が許可することもあった（第3条但書）。

もつ意義についての分析に重点がおかれている。<sup>(4)</sup>

小作料統制令についての従来の研究は、主に政策立法的視点から戦時農地政策研究の一環として進められてきた。その代表的成果が、小倉武一氏と細貝大次郎氏の研究である。これらの研究は、政策立案・立法過程の農林省資料を豊富に活用したもので、その後の研究が常に立ち戻ることになるスタンダードな研究であるが、政策立案・立法過程の資料を中心としたこともあり、全体として政策史的分析が中心となっていた。この研究で活用された農林省資料は、『農地制度資料集成』(以下、『集成』と略記する)におさめられ、<sup>(6)</sup>上記の研究書とともに、その後の研究の基礎となった。その後、それらに依拠し、暉峻衆三氏、森武磨氏などが戦時農地政策の一環として小作料統制令を論じているが、<sup>(7)</sup>いずれも『集成』やその他刊本類を基礎とした分析で、小作料統制令自体の本格的分析にまでは及ばなかった。

以上のような研究状況の中で、本稿の課題は、第1に何よりも小作料適正化事業の実績を明確にするということである。従来の小作料統制令研究における最大かつ根本的な問題点は、その分析や評価が、具体的な運用過程や実績についての十分な実証的検討に基づいていない点であった。もともと『集成』では、小作料適正化事業実績は、1942年12月31日までの府県別の実績が分かるだけであり、<sup>(8)</sup>その後の1945年までの府県別実績は不明であった。したがって、従来の研究は、1945年までの2～3年間ほどの実績を無視して、1941年度や1942年度までの実績で小作料統制令の評価を下しているのである。<sup>(9)</sup>本稿で明らかにするように、小作料適正化事業は1943・1944年度にかなり多く実施されているのであり、『集成』に依拠したこれまでの分析・評価は、その意味で妥当性を欠くと言わざるを得ない。<sup>(10)</sup>さらに実績についての大きな問題は、地域的差異の問題である。従来の研究の多くは、この点を問題にしておらず、その意味でも不十分であった。本稿では1945年3月31日現在の道府県別実績を確定するとともに、事業実績の地域的

---

注 (4) 第4条事業の実施過程や第3条但書実績、第6条については、別稿(坂根嘉弘「農地問題と農地政策」『戦後日本の食料・農業・農村』第1巻(戦時体制期)、農林統計協会、2003年;同「小作料統制令第6条の機能と特質」『歴史と経済(旧土地制度史学)』第178号(2003年1月);同「広島県における小作料統制令の運用実態」『広島市公文書館紀要』第24号(2001年1月);同「広島県における小作料統制令第6条事件について」『史学研究』第239号(2003年3月)を用意している。

(5) 小倉武一『土地立法の史的考察』農業評論社、1951年;細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房、1977年。

(6) 戦時農地政策についての資料類は、『集成』第10巻、補巻2(御茶の水書房、1972、1973年)に所収。

(7) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』下、東京大学出版会、1984年;森武磨『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会、1999年。

(8) 「小作料統制令第4条ニ依ル小作料適正化事業ニ関スル諸表」『集成』補巻2。細貝氏は、道府県別第4条実績は「昭和19年3月末現在の資料がみあたらないので」1942年12月31日現在の実績を掲載したとしている(細貝『現代日本』、944頁)。

(9) たとえば、暉峻『日本農業』、341頁;森『戦時日本農村社会』、221～223頁。

(10) 実は、1945年3月31日までの第4条全国実績については、2,688町村、524,279町歩という農林省発表の数値があったのであるが(民主主義科学者協会農業部会編『日本農業年報』第1集、月曜書房、1948年、37頁など)、近年の研究では、この数値すらまったく忘れ去られている。このことは、近年の研究が如何に小作料統制令の実態への関心が乏しいか、あるいはその実態解明への努力がなされていないかを象徴的に示しているといえよう。

差異を問題にしたい。第2に、小作料適正化事業の政策効果の問題がある。もともと、小作料統制令には農業経営の安定と農業生産力の維持増進という政策目的が存在したが、その点をどのように評価するのかという問題である。従来の研究は、資料の問題もあり、この点に実証的に言及することはなかったが、本稿では農家経済調査個別原票を用いて、小作料適正化事業と自小作・小作の農業経営との関連を検討したい。第3は、地主小作関係における小作料適正化事業の歴史的な位置付けについてである。従来の研究は高額現物小作料制変革への限界性を強調することが多かったが<sup>(11)</sup>、本稿では、小作料適正化事業による集団的關係の形成という点に着目して、地主小作關係の変化の視点からこの点を考察したい。第4は、小作料適正化事業による収穫高と小作料との相対的变化を回帰直線によって地代論的に検討するという課題である。この回帰分析により、小作料適正化事業の地代論的な位置付けを行いたい。市町村レベルのデータを使用している回帰直線による地代論的分析は、本稿が初めてである。

本稿では、小作料統制令に関する実証的分析の貧困さという上記の根本的問題を克服するために、『集成』レベルを越える幾つかの新しい資料の収集・分析を試みた。本稿の最大の特徴はこの点にある。第1に、農林水産省所蔵の当時の農林省行政文書（以下、「農林省文書」と略記する）を新たに収集・分析したことである。これらの戦時期農林省文書は『集成』には掲載されておらず、これまでの研究ではまったく使用されることがなかったものである。第2は、道府県・市町村の戦時期行政文書や道府県公報をひろく収集・分析し、小作料適正化事業の運用実態や実績を可能な限り明らかにしたことである。

## 1 小作料適正化事業の実績

まず、全国実績をみておきたい。表1が1945年3月31日現在での道府県別小作料適正化事業実績総括表である<sup>(12)</sup>。1945年3月31日までの実績で、認可延数2,698市町村、認可実数2,475市町村で、田面積392,797町、畑面積138,201町である。全市町村数に占める実施市町村数の割合は22%、全小作地面積に占める認可面積は20%（田23%、畑14%）である。関係人員は、貸主397,000人、借主673,349人であり、自小作と小作農家数に占める借主の比率は18%（1944年）となる。実績を田畑別にみると、実施指導方針通り、田を中心に行われたことが分かる。畑は認可済総面積の26%であるが、その大部分は北海道（畑認可面積の93%）で、その他では鳥取と長野が目立つ程度であった。他の県では指導方針で計画したほどの実績ではなかった。年度別進捗状況を見ると、認可市町村数は1940年度から順に、122市町村、491市町村、654市町村、826市町村、605市町村となる。1943年度をピークに、その前後の年度がそれに続いている。着手から認可まで早くても半年かかるから、小作料適正化事業は1942年ごろから本格化したといえる。

次に道府県別実績をみておこう。もともと農林省は、小作料適正化事業実施の制度や手続きの大枠を示すのみで、具体的な事業実施については道府県に任せるという方針をとった。小作事情

---

注 (11) たとえば、暉峻『日本農業』、341頁。

表1 小作料適正化事業実施成績

	認可市町村数		認可済面積(町)			関係人員		改訂小作料引下歩合		改訂前後の反当小作料				小作料率(田)	
	延数	実数	田	畑	計	貸主	借主	田	畑	田(石)		畑(円)		改訂前	改訂後
										改訂前	改訂後	改訂前	改訂後		
北海道	200	177	90,099	128,318	218,417	38,322	69,334	24.6%	52.8%	0.61	0.46	4.60	2.17	40%	30%
青森	18	16	1,987		1,987	1,928	4,323	18.9%		1.06	0.86			56%	46%
岩手	13	12	1,795	94	1,889	1,614	2,700	14.3%		0.77	0.66			42%	36%
宮城	94	92	28,337		28,337	16,658	35,756	14.6%		0.89	0.76			45%	38%
秋田	44	44	16,183		16,183	8,593	15,624	13.0%		1.08	0.94			54%	47%
山形	194	191	52,205	247	52,452	47,185	68,064	15.3%		1.31	1.11			57%	49%
福島	113	113	15,388	512	15,900	7,244	23,741	6.1%	1.6%	0.99	0.93	13.86	13.64	50%	47%
茨城	16	16	1,551	338	1,889	3,343	4,781	16.7%	12.3%	1.14	0.95	13.44	11.79	61%	51%
栃木															
群馬	24	24	550	339	889	1,043	2,385	10.9%	16.7%	1.10	0.98	14.76	12.30	47%	42%
埼玉	4	4	400	275	675	704	1,547	6.0%	増0.4%	1.00	0.94	23.84	23.93	50%	47%
千葉	4	4	749	48	797	828	901	14.0%	21.0%	1.21	1.04	13.13	10.37	61%	52%
東京															
神奈川															
新潟	4	4	952		952	1,352	2,094	10.8%		1.20	1.07			54%	48%
富山															
石川	10	9	2,023	0	2,023	2,281	2,558	17.3%		0.75	0.62			34%	28%
福井	2	2	213		213	322	387								
山梨	13	13	775	241	1,016	788	3,935	32.8%	35.5%	1.25	0.84	15.20	9.80	50%	34%
長野	147	147	14,717	3,191	17,908	14,467	38,644								
岐阜	50	50	3,459	115	3,574	6,802	12,419	16.4%	18.5%	1.16	0.97	22.50	18.34	55%	46%
静岡	3	3	655		655	446	986	17.3%		0.75	0.62			34%	28%
愛知	9	9	451	24	475	857	3,034	22.7%		1.10	0.85			50%	39%
三重	126	114	7,514	40	7,554	10,415	19,742	18.2%		0.99	0.81			49%	40%
滋賀	38	38	2,520		2,520	3,398	6,145	14.8%		1.22	1.04			52%	44%
京都	12	10	606	6	612	800	1,708	15.7%		1.34	1.13			62%	52%
大阪	2	2	318		318	116	401	35.2%		1.59	1.03			65%	42%
兵庫	1	1	48	4	52	72	185	26.7%	35.3%	1.31	0.96	13.24	8.57	62%	45%
奈良	125	125	14,894		14,894	10,754	34,661	24.8%		1.57	1.18			65%	49%
和歌山	123	121	14,546		14,546	687	759	23.2%		1.38	1.06			64%	50%
鳥取	308	165	18,824	3,139	21,963	37,872	69,762	14.3%	15.5%	1.19	1.02	18.91	15.98	56%	48%
島根	248	230	23,785	0	23,785	38,023	58,095	19.8%		1.31	1.05			72%	57%
岡山	145	145	13,222		13,222	25,484	36,034	19.2%		1.25	1.01			60%	48%
広島	244	244	23,160	71	23,231	48,299	63,029	17.9%	22.0%	1.17	0.96	29.75	23.20	62%	51%
山口															
徳島	15	15	1,651	5	1,656	1,897	4,302	20.0%	14.3%	1.25	1.00	29.76	25.50	66%	53%
香川	14	14	1,112	17	1,129	1,938	2,698	10.6%		1.41	1.26			64%	57%
愛媛	14	14	901		901	2,387	3,241	12.2%		1.48	1.30			73%	64%
高知	11	11	1,524		1,524	2,468	3,896	18.3%		1.42	1.16			93%	76%
福岡	7	7	1,156	22	1,178	516	834	9.0%		1.22	1.11			55%	50%
佐賀	81	81	13,252		13,252	25,999	29,248	21.0%		1.24	0.98			51%	41%
長崎	30	30	3,134		3,134	1,699	3,256	20.7%		1.11	0.88			64%	51%
熊本	57	56	6,250	917	7,167	8,315	10,807	14.5%	22.1%	1.38	1.18	27.60	21.50	62%	53%
大分	73	64	7,275	78	7,353	15,056	19,866	15.2%		0.79	0.67			37%	32%
宮崎	21	21	2,942		2,942	2,742	5,811	8.8%		1.14	1.04			64%	59%
鹿児島	21	17	1,469	160	1,629	2,648	4,475	20.5%	20.2%	1.12	0.89	8.67	6.92	65%	52%
沖縄	20	20	205		205	638	1,181	50.0%		0.46	0.23			33%	16%
計	2,698	2,475	392,797	138,201	530,998	397,000	673,349								

注) 1. 農林省文書については本文の注を参照のこと。小作地面積は1942年を、市町村数は1941年8月1日現在数を基にした。小作料率は  
 2. 下記に注記した県以外の道府県は、1945年3月31日現在。農林省資料をベースに作成した(公報などの資料と整合しない箇所が  
 3. 群馬、埼玉、和歌山、福岡、長崎は、認可市町村数、認可面積は1945年3月31日現在。関係人員、引下歩合、反当小作料は1944年  
 畑が過少に算出されている。和歌山で全小作地中の認可面積(田)の割合が100%を超えているのは、認可面積中に自作地が含まれ  
 良県報」に告示されていない可能性があるため、1944年度の補正はしていない。したがって、1944年3月31日までのデータである。  
 べての項目が1944年3月31日現在。

4. 鹿児島は【鹿児島県公報】により、認可延町村数を修正した。

出典) 【小作料統制事業認可市町村一覧】農林省文書; 【小作料統制令第4条ニ依ル小作料適正化事業ニ関スル資料】農林省文書; 【小作料統  
 林省統計】1935~44年; 【栃木県公報】; 【群馬県報】; 【埼玉県報】; 【千葉県報】; 【山梨県報】; 【富山県報】; 【福井県報】; 【奈良県報】; 【和

(1945年3月31日までの実績)

全小作地中認可済面積の割合			年度別認可延市町村数					全市町村	統制必要なもの		小作料統制	統制必要面	
田	畑	計	1940	1941	1942	1943	1944	中実施市町村割合	面積(町)	小作地に占める割合	の必要ある面積(町)	積に占める実績の割合	
			年度	年度	年度	年度	年度						
83%	44%	55%	12	74	75	34	5	67%	91,496	23%	306,373	71%	
4%		3%		1	6	6	5	10%	8,974	14%	56,676	4%	
6%	1%	4%		2	3			5%	1,756	4%	44,184	4%	
41%		33%	2	4	12	30	46	46%					
23%		21%		8	18	7	11	19%	5,500	7%	73,109	22%	
81%	2%	65%	18	51	4	78	43	84%	150	0%	80,145	65%	
29%	2%	21%	5	12	17	28	51	28%	19,292	25%	57,393	28%	
3%	0%	1%		2	7	5	2	4%	89,346	70%	39,031	5%	
3%	1%	2%	5	4	1		7	7	12%				
1%	1%	1%		2	1			1	1%	33,300	41%	48,752	1%
1%	0%	1%		3				1	1%	43,022	42%	59,707	1%
										19,146	96%	819	
										17,750	61%	11,173	
1%		1%					4	1%	91,337	70%	39,326	2%	
										11,705	23%	40,194	
8%	0%	7%					5	5	5%	14,556	48%	15,952	13%
1%		1%			2				1%	685	3%	25,257	1%
7%	2%	4%		1	5	7			6%	7,723	31%	17,311	6%
39%	10%	26%	22	50	35	14	26	38%	3,000	4%	65,459	27%	
10%	1%	8%	3	7	16	24		16%					
2%		1%					3	1%	19,650	36%	35,276	2%	
1%	0%	1%	1	2	4		2	4%	32,923	52%	30,998	2%	
25%	1%	20%	11	34	30	18	33	36%	13,408	35%	24,500	31%	
8%		7%	9	13	5	5	6	20%	12,395	36%	21,676	12%	
3%	0%	3%		2			7	3	5%	10,368	45%	12,476	5%
1%		1%					1	1	1%	15,447	56%	12,141	3%
0%	0%	0%		1					0%	21,832	39%	34,266	0%
97%		83%		38	52	35		85%	2,429	14%	15,528	96%	
104%		79%		1	1	2	119	58%	2,416	13%	15,929	91%	
95%	49%	84%		49	63	164	32	97%	60	0%	26,148	84%	
83%	0%	68%	6	24	92	112	14	92%	3,320	9%	31,640	75%	
31%		26%		10	41	49	45	39%	3,900	8%	47,367	28%	
76%	1%	63%	8	43	65	87	41	65%	1,060	3%	35,990	65%	
									1,760	5%	34,462		
12%	0%	8%	2	9	2	1	1	11%	2,966	15%	16,639	10%	
4%	0%	4%	3	1	9	1		8%	13,935	45%	16,891	7%	
3%		2%		1	2		11	6%	13,939	37%	24,245	4%	
10%		7%	1	3	3	1	3	6%	5,331	23%	17,391	9%	
2%	0%	2%	3				4	2%	12,765	21%	49,186	2%	
48%		42%			10	41	30	65%	3,072	10%	28,496	47%	
20%		11%			11		19	18%	14,662	53%	12,884	24%	
13%	4%	10%	7	7	13	23	7	17%	1,166	2%	71,413	10%	
26%	1%	20%		9	25	31	8	28%	7,005	19%	29,378	25%	
13%		8%			13		8	24%	9,784	25%	28,609	10%	
5%	0%	2%	4	10	4	2	1	12%	20,565	31%	46,009	4%	
25%		3%		13	7			34%	511	7%	6,909	3%	
23%	14%	20%	122	491	654	826	605	22%	705,407	26%	1,963,247	27%	

1935~44年の10年間の平均反収に対する割合。

あってもそれによって訂正していない。

3月31日現在。ただし、群馬は、面積のうち、田畑別が不明の場合には一括して田の面積に加えたため、田が過大に、ているためである。『奈良県報』には、1944年5月31日認可が1件(南葛城郡葛村)があるが、その他の認可事業が『奈良県報』、認可市町村数・面積とも1945年3月31日現在で、『広島県報』による。他は、1944年3月31日現在。沖縄はす

制令関係予算 農林省文書；『小作料適正化事業実施指導方針』農林省文書；『農林統計月報』第35号(1942年3月)；『農歌山県報』；『広島県報』；『福岡県報』；『長崎県報』；『鹿児島県報』。

が道府県で大きく相違するという理由からであったが、そのため道府県における事業への取組み姿勢が、事業実施において道府県別に大きな地域的格差を生じさせることになった。まず、道府県別実績状況を実施市町村割合と認可面積割合でみておくと、実施市町村割合では、鳥取 97%、島根 92%が最高で、この両県ではほぼすべての市町村で実施されていた。次に奈良 85%、山形 84%、北海道 67%、広島 65%、佐賀 65%、和歌山 58%と続いている。田の認可面積割合では、奈良 97%、鳥取 95%を筆頭に、島根 83%、北海道 83%、山形 81%、広島 76%と続いている。<sup>(13)</sup>畑では、鳥取 49%、北海道 44%の他は、長野の 10%が目立つ程度であった。北海道と鳥取を除いては、田が事業の中心であったことは間違いない。以上とは逆に、栃木、東京、神奈川、富山、山口の 5 府県ではまったく実施されていなかった。

以上は、1942 年の小作地面積に対する割合をみたものであるが、ただ小作地の中には事業の必要のない小作地もあった。したがって、小作料統制を必要とする小作地に対する実績割合を求める必要がある。農林省は、1943 年 7 月に小作料統制の必要のない面積の全国調査を行っている。その調査により農林省は、小作料統制の必要のない小作地面積を全国で 705,407 町（全小作地の 26%）と見込んでいた（表 1 参照）。内訳は、小作調停条項により引下げられた面積 140,816 町、従来より小作料が低額である面積 451,788 町、特殊作物栽培面積 82,119 町、その他 30,684

---

注 (12) 事業の道府県別実績については、農林省は、1942 年 12 月 31 日現在の実績（『集成』補巻 2、656～664 頁）のほかにも、1940、1941、1942、1943 年度の実績を道府県別にまとめた総括表を作成している（『小作料適正化事業実施指導方針』農林省文書）。それによって、1941 年から 44 年のそれぞれ 3 月 31 日現在の道府県別実績を知ることができる。これとは別に、農林省は市町村ごとに事業実績の名簿を作成している（『小作料統制事業認可市町村一覧』農林省文書）。これには、基本的に 1943・1944 年度の市町村別実績が記されており、これにより 1943 年度と 1944 年度の実績を知ることができる（ただし、1940・1941・1942 年度の市町村別名簿は不明である）。『小作料適正化事業実施指導方針』の 1943 年度の道府県別実績表は、『小作料統制事業認可市町村一覧』と完全に一致するため、後者が農林省の事業実績の基礎名簿であったことは間違いない。ただ、1945 年 3 月 31 日付で農林省が道府県に求めた 1944 年度実績報告が、群馬、栃木、埼玉、千葉、山梨、富山、福井、奈良、広島、福岡、長崎、沖縄の 12 県からは報告されておらず（『小作料統制事業実施成績調査』農林省文書）、『小作料統制事業認可市町村一覧』でもこの 12 県の 1944 年度実績は空白のままとなっている。1945 年 3 月 31 日現在の道府県別実績表を完成するには、この空白を埋めなければならない。この空白を補足できる可能性があるのは、戦時末期の県行政文書か、県の公報である。これら 12 県における県庁や県立公文書館などでの調査の結果、事業実績についての県行政文書の保存は皆無であることが分かった。市町村における事業は、知事の認可後、道府県の公報に告示することになっていた（小作料統制令第 4 条）、公報を調べれば事業実績を市町村別に知ることが出来るはずである。ところが、道府県によって告示のやり方がかなりまちまちであったため（たとえば、奈良のようにすべての認可を公報に告示していない県があることや、告示されていても告示の項目が県によってばらつきがあり、必要な項目がない場合があることなど）、上記 12 県の公報による 1944 年度実績の補正には若干不備が生じるようになった（表 1 の注を参照）。沖縄県については、『沖縄県公報』自体が若干の保存にとどまり、1944 年度の『沖縄県公報』は見ることが出来なかった。農林省が 1944 年度実績未報告 12 県の実績をどうして埋めたのかは不明である。なお、1943 年 7 月 1 日から東京都制が実施されるが、区別が難しい点もあり、本稿ではすべて道府県と表現する。

(13) 和歌山（田）が 104%と 100%を超えているのは、認可面積に自作地が入っているためである。そもそも和歌山県の東牟婁郡ではまったく実施されておらず、認可面積実績が 100%に近くなることはありえない。和歌山の実施市町村割合は 58%であり、こちらの方が実態に近いと思われる。

町であった。<sup>(14)</sup>まず、表1により、小作地面積にしめる小作料統制の必要な面積の割合をみると、東京の96%を筆頭に、茨城、神奈川、新潟、愛知、大阪、長崎が5割以上となっている。続いて、埼玉、千葉、石川、山梨、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、香川、愛媛、鹿児島が3割以上となり、それに続いていた。次に、表1の統制必要面積に占める実績割合によって、道府県を大きくA(50%以上)、B(10~50%)、C(10%未満)の3つのグループに分けておきたい。Aグループは、小作料統制が統制必要面積の半分以上にわたって実施された地域であり、北海道、山形、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島がはいる。特に、奈良、鳥取、島根の3県でもっとも徹底して実施された。Bグループは、秋田、宮城、福島、石川、長野、岐阜、三重、滋賀、岡山、徳島、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎の15県であった。このうち、佐賀は47%とBグループではかなり高かった。Cグループは、上記以外の26道府県であり、実績皆無の5道府県と実績数パーセントのグループであった。

Aグループのように実施割合の高い地域では、道府県によってそれぞれに特徴的な指導が行われた。一般的には、年度ごとに(あるいは期限を定めて)実施予定町村を決定し、それらの町村に強い督促を行う方法がとられた。北海道、奈良、島根、広島では、基本的にこの方法で事業実施がはかられた。鳥取、和歌山、山形はそのなかでも特徴あるものであった。鳥取では、郡単位で郡下全市町村が一斉に事業を実施するという県による強権的指導が行われた地域で、田の事業が一巡したあと、畑小作地を対象に事業を実施した。認可市町村数の延数が実数の約2倍になっているのはそのためである。和歌山では小作料統制令第6条による小作料引下命令発動(1944年2月)と連動させて事業を実施したところに特徴があった。1944年度に一挙実施されたのはそのためであった。山形(庄内地方)の事業は、活発な農民運動への対応から民間団体(協調組合)の活動に県が乗る形で事業を推進するという、かなり異例なものであった。事業における小作料決定などの実務は各町村に設立された民間団体の共栄組合や農業報国会が行い、事務的に市町村農地委員会を通すという異例の形態になった。これは農民運動の小作料軽減・適正化運動への対応という側面を強くもっており、その意味で、小作争議や農民組合運動が事業に強い影響を与えた全国的にも稀有な事例であった。<sup>(15)</sup>

最後に、府県別に年度別進捗状況をみておきたい。表1の年度別認可延市町村数をみると、北海道、山形、長野、三重では1940年度にすでに2桁の認可をみており、これらの地域が先行していたことは明らかである。小作料統制令施行時に、農林省は道府県から1939年度と1940年度の事業実施予定面積の報告を求めている。予定面積(1939年度・40年度合計)の上位10道府県

注 (14) 『小作料統制令関係予算』農林省文書。ただし、宮城、栃木、群馬、岐阜は未報告である。

(15) 『北海道農地改革史』上巻、1954年；『奈良県報』第2147号(1941年7月1日)；第2151号(1941年7月18日)；『昭和17年小作料統制関係綴』島根県庁文書(島根県所蔵)；「約一割五分引下げ 岩美、気高、日野三郡小作料改定」『日本海新聞』1942年9月26日など一連の記事；鳥取県『鳥取県小作料改定事業』1942年；『鳥取県農地改革誌』1954年；『和歌山県報』1944年2月5日；『和歌山新聞』1944年2月6日；山形県経済部『庄内地方の適正小作料』1942年；佐藤武夫「日本に於ける小作料統制令の実施状況」『地政』第7巻第6号(1943年6月)；鎌形勲『山形県稲作史』農林省農業総合研究所、1953年；『山形県警察史』下巻、1971年；菅野正「山形県庄内地方における適正小作料運動」『宮城教育大学紀要』第12号(1978年3月)など。

は北海道、山形、広島、宮崎、長野、岩手、大分、鳥取、沖縄、兵庫であったが、そのうち1940年度実績のその予定面積にしめる割合は、山形68%、長野62%、北海道24%、広島15%となっており、これらが早期に着手した地域であったといえる。<sup>(16)</sup>これらとは逆に、むしろ1943・1944年度に多くの実績を残した地域は、宮城、和歌山、岡山、佐賀であったが、特に和歌山は、前述のように1944年度に一挙に119市町村を認可するという特異な推移を示していた。

## 2 小作料適正化事業の意義

### (1) 集団的地主小作関係の形成

ここでは、地主小作関係の変革という視点から、小作料適正化事業の歴史的意義を確認しておきたい。小作料適正化事業によって地主小作関係は大きく変革されていったが、まず、その内容を確認しておきたい。農林省は1942年5月1日付で道府県に「小作料統制事業調査」を行っている。事業実施状況と実施後の効果を調査したものであるが、多くの道府県は次の点を指摘している。①小作料減額が実現し、小作経営の収支不償が緩和されたこと、②小作料納入の遅延・滞納がなくなり、期限内完納を守り、納入状況が良好となったこと、③減免機構の客観化により、減免をめぐる紛議・争議がなくなったこと、④小作料の不均衡が是正されたため、小作人の納入小作料に対する不平不満がなくなったこと、⑤小作料納期、品質、奨励米、俵装料などが統一公正化され、紛議発生の余地がなくなったこと、である。以上のことは、三重県の「小作人ハ収支不償ヲ緩和シ生活ノ安定ヲ見ルニ至リタルコト」「小作料ニ関スル小作争議ヲ防止シ農村ノ平和ヲ見ツ、アルコト」<sup>(17)</sup>という回答に集約されよう。

以上を踏まえ、事業による地主小作関係変革の内容をまとめておきたい。第1点は、契約小作料額の減額改訂（契約小作料の低位固定化）である。道府県農地委員会は、事業実施に際し、小作料減額改訂のガイドラインとして、収穫高（土地等級）に対応した最高標準小作料額・率を設定し、市町村農地委員会では、この小作料基準表をもとに市町村の小作料改訂基準表を決定した。道府県では当事者（特に地主）を説得する必要からその設定には苦心したが<sup>(18)</sup>、北海道、長崎（ともに収益分配算定方法を採用）を除いた道府県では、収穫高に対応した最高標準小作料額・率

注 (16) 『小作料統制令第4条ニ依ル小作料適正化事業ニ関スル資料』農林省文書。なお、大阪と奈良は原資料が不鮮明で判読できず、不明である。ちなみに、下位10道府県は神奈川、東京、福井、大阪、岐阜、長崎、静岡、栃木、山梨、佐賀であった。上位10道府県のうち、7道府県はAグループかBグループであり、下位10道府県のうち、岐阜、佐賀、長崎を除く7道府県はCグループであった。つまり、事業実施当初における道府県の事業取組み姿勢がその後の実績と大きくかかっていることが読み取れよう。

(17) 『小作料統制に関する報告書』農林省文書。この簿冊に綴じられている回答は、愛媛、大阪、滋賀、京都、三重、香川、徳島、山口、福岡、佐賀、広島、高知の12道府県のみである。他の道府県からの回答は所在不明で未見である。

(18) 当時、有力な適正小作料論として、土地資本利子標準算定方法、収益分配算定方法、純地代標準算定方法の3説があったが、全体としては那須式収益分配算定方法（粗収益から確定支出を控除した残りを評価の支出に応じ按分する方法）が有力であった（「公正小作料ニ就テ」『集成』第10巻；那須皓『公正なる小作料』岩波書店、1925年など）。なお、農林官僚や県係官は、後述のような生産力差と小作料についての地代論的な認識をもってはいなかった。



を設定するという方法に落ち着いた。この基準は府県で区々であったが、だいたいのところ、一毛作田は最上田で収穫高の40～45%、反当1石2斗程度、二毛作田は最上田で45～50%、反当1石5斗程度を最高限度とし、土地等級が下がるにしたがい小作料・率が逡減する方式をとった。また、前掲表1で府県別の改訂後の小作料率と引下実績が分かる。当然ながら道府県別にはばらつきがみられるが、改訂後の小作料率は大方の府県で5割前後以下となっており、引下歩合は<sup>(19)</sup>おおよそ15～25%となっている。最も大幅な引下は、北海道の畑53%であったが、その他、北海道・山梨・愛知・大阪・兵庫・奈良・和歌山・沖縄の田の引下率が高かった。いずれにしても、総じて契約小作料の10～20%前後の引下・小作料率の5割前後以下への引下という契約小作料の低位固定化が実現したといえよう。この点は、前記調査でどの府県も一致して指摘していたことであった。

第2点は、減免機構客観化の実現である。減免条件については道府県であらかじめ基本方針を決定し、市町村ではそれを基準に減免条件を付帯条項として決定した。具体的には、減免要求の手続きの明確化と減収率に対応した減免歩合を協定した。多くの場合、減収査定に農地委員会が関与することや査定がまとまらないときには農地委員会にその裁定を一任するという一項が入っていた。また、同時に、従来統一的でなかった補償金穀や奨励米・俵装料などについても、統一的に整備されることになった。これによって、減収程度や俵装料などをめぐり多発していた小作紛議を抑制することが出来たのである。この点も、前記調査でどの府県も一致して指摘していたことであった。

第3点として、集团的関係が形成され、地主小作間の任意性が全般的に制限された点が指摘できる。小作料など地主小作関係にとっての最重要部分が、個別の地主小作の手を離れてしまったのである。つまり、従来個別の地主小作間で任意に決定されていた小作条件が集团的に決定され、それに拘束されるという集团的関係に変化したのである。たとえば、上述のように小作料適正化事業により小作料納入の遅延・滞納がなくなったが、このことはこのような集团的関係の一つの現われでもあった。

以上のような小作料適正化事業による地主小作関係の変革を、本稿では集团的地主小作関係の形成と把握したい。集团的地主小作関係は1920年代以降の集团的小作争議の結果として形成されてきたものであったが、次の2点において従来の地主小作関係を大きく変革するものであった。<sup>(20)</sup>第1点は、契約小作料の低位固定化、付帯条項による減免方法や補償金穀・奨励米・俵装料支給の客観化といった点で、従来の地主小作関係を小作法的に改変するものであった点であり、第2点は集团的関係の形成による地主小作間の任意性の全般的制限であった。その意味では、集团的地主小作関係は民法的秩序の事実上の修正を意味していた。小作料適正化事業により形成さ

注 (19) 改訂後の小作料率の計算は、統制田地についての平均収量が得られないため、道府県の平均収量を用いている。そのため、特に統制面積の少ない府県では大きなバイアスが生じている可能性がある(石川、静岡、香川、愛媛、高知、大分、宮崎など)。

(20) 集团的地主小作関係の意義については、坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』九州大学出版会、1990年を参照。

れた集团的関係も、契約小作料の低位固定化・減免などの客観化と地主小作間の任意性の全般的制限という集团的関係の形成において、上記のような集团的地主小作関係と同様の意義をもつものであったといえる。小作料適正化事業は、このような意義をもつ集团的地主小作関係を一挙に拡大した。協調組合や小作調停法による集团的地主小作関係の形成が進んでいなかった地域にとって、この事業は地主小作関係の画期的な変革を意味したのである。ただし、集团的小作争議による集团的地主小作関係の形成が、1920年代以降の集团的小作争議の解決策として協調組合や小作調停条項によって形成されてきたものであったのに対して、小作料適正化事業による集团的地主小作関係の形成は、国家総動員法に基づく国家的戦時行政施策として権力的契機を強くもっていたのである。この点には注意しなければならない。

## (2) 小作料不均衡の是正

小作料適正化事業の目的は、集团的地主小作関係の形成・拡大とともに、一筆ごとの収穫高と小作料の不均衡を是正するところにあった。この是正状況を、改訂前後の収穫高と小作料との相関係数で確認しておこう。ここでは、この対応関係が一筆ごとにわかる広島県の深安郡山野村、安佐郡大林村、山縣郡八幡村の3村で確認しておきたい<sup>(21)</sup>。この3村の小作料改訂前後における収穫高と小作料との相関係数をみると、山野村（二毛作田）では0.892から0.997へ、大林村（二毛作田）では0.779から0.976へ、八幡村（一毛作田）では0.551から0.997へ、それぞれ相関係数を高めていた。つまり、小作料適正化事業によって、一筆ごとの収穫高と小作料の不均衡がほぼ完璧に修正されたのである。特に、八幡村の場合は、改訂前には相関係数は0.551（決定係数0.30）とかなり低く、収穫高と小作料との耕地片ごとの対応関係はかなりバラバラであったが、それが事業によりほぼ完璧に修正されたのである。八幡村における小作料適正化事業の意義の一つがここにあったことは明らかである。八幡村では、事業によって改訂前よりも改訂後の小作料がむしろ高くなった田地が16%（728筆中115筆）ほど存在していた。

さらに、小作料適正化事業による収穫高と小作料との不均衡の是正は、戦時期の重要な農地政策であった農地交換分合政策とも密接に関係していた。所有耕地あるいは耕作耕地の交換を行うだけで労働能率が向上するという農地交換分合は、特に大きな経費もかからず、資材不足、労働力不足の戦時下にまさに適的な事業であった。政府も、税免除や斡旋事業への国庫補助金交付という形で事業推進に力を入れた。この事業の実施にあたって取り組まねばならないのが、農地一筆ごとの面積・所有者・耕作者・耕地形状などの調査と、収穫高と小作料との不均衡の是正であった。収穫高に対する小作料が耕地片ごとに不均衡な状況では、所有耕地・耕作耕地の交換が進まないのは当然であった。したがって、小作料適正化事業による不均衡是正が農地交換分合の前提として求められたのである。小作料適正化事業後に農地交換分合がスムーズに進展した事例として、山形県東田川郡藤島町、福島県安達郡大平村、石川県七尾市奥原、大分県下毛郡真坂村白木、<sup>ひがしそのぎ</sup>長崎県東彼杵郡崎針尾村などをあげることができる<sup>(22)</sup>。さらに、農地一筆ごとの基本調査に

注 (21) 資料は、『昭和18年12月2日山野村小作料改定決議一件』山野村役場文書（広島県立文書館所蔵）；『昭和16年9月農地一件』大林村役場文書（広島市公文書館所蔵）；『農地及小作料ノ表示』1943年、八幡村役場文書（広島県立文書館所蔵）。

表2 滋賀県における小作料適正化事業実施状況

	集团的地主小作関係の形成		小作争議件数		小作料適正化事業				大字数
					事業対象大字		事業実施大字		
	大字数	割合 (%)	件数	割合 (%)	大字数	割合 (%)	大字数	割合 (%)	
湖南	34	18	260	136	36	19	27	14	191
湖東	14	3	274	53	173	34	40	8	513
湖北	1	0	141	38	71	19	20	5	372
湖西	6	4	145	91	15	9	9	6	160
計	97	7	903	66	318	23	115	8	1,359

- 注) 1. 湖南は栗太・野洲・甲賀，湖東は蒲生・神崎・愛知・犬上，湖北は坂田・東浅井・伊香，湖西は滋賀・高島である。大津市，八幡町，彦根町，長浜町は大字の範囲がとれないので除いた。表の湖南は，栗太・野洲両郡。計には甲賀郡も含む。山間地域の甲賀郡は平坦部の栗太・野洲郡とは農業構造上異なる点が多いため，湖南の特徴を明確にするため表の湖南から除いた。
2. 小作調停による集团的地主小作関係の形成は1940年までのもの。
3. 小作争議件数は1938年までを郡別に単純に合計したもの。したがって，大字に対する割合が100%を超える郡がある。滋賀県庁文書には小作争議関係文書は1944年を除き残存しない。
4. 割合はすべて大字数に対する割合。

出典) 『滋賀県公報』；滋賀県『小作事情調査』1940年；滋賀県『滋賀県ノ小作事情』1939年；『小作調停関係文書』滋賀県庁文書。

についても，小作料適正化事業時の作成資料が農地交換分合の基礎資料として利用されることもあった<sup>(23)</sup>。

### (3) 小作料適正化事業の地域的広がり

道府県別の実績は表1ですでに検討したが，その実績割合により道府県をA・B・Cの3グループに分けた。Aグループの7県は実施割合が65%以上とかなり高いグループであり，Cグループは実績割合が数パーセントあるいは実績皆無という地域であった。Aグループの地域で，小作料適正化事業による集团的地主小作関係の広範な形成が地主小作関係の変革に大きな意味をもたらたであろうこと，逆にCグループの地域では，小作料適正化の点において多くの問題を残したであろうことは，ともに容易に理解できるであろう。問題は，Bグループをどう評価するのかわである。ここでは，実績割合12%の滋賀県を事例にこの点を検討しておきたい<sup>(24)</sup>。

表2が滋賀県における小作争議件数，小作調停による集团的地主小作関係の形成状況，小作料適正化事業実施状況を県内地域別に示したものである。小作争議が多発し，集团的地主小作関係

注 (22) 農商省農政局『農地の交換分合実施事例 其の一』1944年；農商省『長崎県東彼杵郡崎針尾村耕地交換分合事業調査報告書』1943年。なお，石川県七尾市奥原の小作料適正化事業については，『石川県公報』の告示や『小作料統制事業認可市町村一覧』に見当たらず，小作料統制令に基づかない小作料改訂事業と思われる。その他，小作料適正化事業と農地交換分合との関係に言及している事例として，栃木県那須郡小川町山崎，山口県吉敷郡大内村，鹿児島県出水郡野田村下名旭がある。

(23) 大分県大分郡西庄内村蓑草の事例。佐藤俊彦『農地交換分合の要諦』1944年，20頁。

(24) 滋賀県を事例とするのは，『小作調停関係文書』（滋賀県庁文書，滋賀県所蔵）が小作料統制令施行中連年（1926～50年）残存し，集团的地主小作関係の形成が確認できることによる。『小作調停関係文書』が戦前戦後すべて残存しているのは，管見の限り滋賀県のみである。

の形成が広範にみられたのは湖南地方であった。集团的地主小作関係が形成された大字は 34 で、大字数に対する割合は 18% であった。滋賀県では湖南地方がもっとも地主小作関係の改変が進んでいた。湖東・湖西両地方では、小作争議は比較的多かったものの、集团的地主小作関係の形成は低調で 3~4% であった。湖北地方は小作争議・集团的地主小作関係形成とも少なかった。滋賀県では、小作料適正化事業の基準として、一毛作田最高小作料 1.4 石、最高小作料率 45%、同じく二毛作田では 1.5 石、50% を基準としていた<sup>(25)</sup>。その事業対象地域は 105 町村 318 大字であったが、<sup>(26)</sup> 地域的偏りが生じていた。地域別対象大字数の特徴は、①集团的地主小作関係の形成が進み地主小作関係の変革が進んでいた湖南地方では、対象大字数は 36、割合 19% と低かった。②他方、集团的地主小作関係の形成が少なかった湖東地方では、対象大字数は 173、割合 34% と高かった。もともと湖南から湖東にかけては小作料が高い地域であったが、小作争議とその解決のあり方の違いがこのような違いを生むことになったのである。③湖西・湖北では、集团的地主小作関係の形成が少なかったが、事業対象大字も少なかった。もともと小作料が湖南・湖東ほど高くなかったことによる。

次に、小作料適正化事業実施状況をみておくと、湖南地方が 27 大字、割合 14% ともっとも高く、他の地方は 8~5% と低調であった。つまり、湖南地方では、集团的地主小作関係の広範な形成など地主小作関係がかなり変革されている上に、さらに小作料適正化事業が実施され、その変革をより一層徹底したことを意味していた。湖東・湖北・湖西は、もともと集团的地主小作関係の形成が少なかった故に、集团的地主小作関係を新たに扶植したという意味は大きかったとみるべきであろうが、それでも地域的な広がりや点では局限されており、面的に意味をもつには至らなかったとみるべきであろう。

以上、B グループの滋賀県の事例で分かることは、① B グループでも県内地域別にはかなりの格差が生じており、地域的にはかなりの意味をもった地域があったこと、② その際、すでに形成されていた集团的地主小作関係との関連で把握する必要がある、ということであった。

さて、上記 2 点のうち、①の府県内の地域的格差については、各府県の公報や農林省文書により検討可能である。たとえば、B グループ（秋田、福島、石川、長野、岐阜、三重、岡山、徳島、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎）について、事業実施市町村を郡別に検討すると、郡内 50% 以上の町村で事業が実施された地域（以下、% は実施町村割合）は、秋田県平鹿郡 67%、雄勝郡 60%、福島県北会津郡 73%、石川郡 53%、長野県南佐久郡 70%、上伊那郡 52%、下伊那郡 67%、西筑摩郡 88%、南安曇郡 53%、下高井郡 75%、<sup>しもみのち</sup>下水内郡 100%、岐阜県可見郡 62%、三重県安濃郡 53%、<sup>いいなん</sup>飯南郡 60%、度会郡 73%、岡山県真庭郡 53%、佐賀県佐賀郡 64%、神崎郡 91%、<sup>おぎ</sup>小城郡 67%、東松浦郡 72%、西松浦郡 67%、<sup>きしま</sup>杵島郡 90%、長崎県東彼杵郡 56%、<sup>きたたかき</sup>北高来郡 50%、大分県速見郡 100%、大分郡 50%、<sup>くす</sup>玖珠郡 100%、下毛郡 57%、

注 (25) 農林省農政課農地係「小作料適正化事業実施指導方針」（1943 年 4 月）『集成』第 10 巻、175、177 頁。

(26) 滋賀県経済部『小作事情調査』1940 年。滋賀県では 1943 年前半まで、大字を単位に事業を行ったので、以下大字単位で検討する。

宮崎県西臼杵郡 100 %、であった。<sup>(27)</sup> 県内郡別にみると、かなり集中して実施されていた地域があったことが分かる。②の集団的地主小作関係との関連については、そもそも小作調停関係文書が連年残存しているところはきわめて稀であるため、この点の分析は困難である。しかし、前述した小作料統制を必要としない小作地面積調査における小作調停により統制を必要としない面積調査で、その可能性がある県は指摘することが出来る。Bグループでは、滋賀（741 町）のほかに、秋田（100 町）、石川（195 町）、三重（50 町）、長崎（164 町）、熊本（300 町）、大分（764 町）であった。<sup>(28)</sup> これらの県では、県内を地域別にみると、小作調停による集団的地主小作関係に加え、小作料適正化事業による集団的地主小作関係の形成により地主小作関係の変革が広範に進行していた可能性があった。

### 3 小作料適正化事業の政策効果

#### (1) 小作料減額分の措置

小作料適正化事業による小作料減額部分については、減額部分を農業生産上の経費に充当するのが第一で、そのために（徒費などを防止するために）次善策として預貯金や国債購入などにまわすというのが道府県の方針であった。<sup>(29)</sup> 小作料統制令の政策課題が戦時下での食糧増産にあったのであるから、まずもって減額分を農業生産上の経費に回すという基本方針がとられるのは当然であった。ここで検討したいのは、このような基本方針通りに減額分が農業生産上の経費に充当されていたのであろうか、という点である。

島根県では、「小作料軽減部分ノ少クトモ二分ノ一ハ肥料農具等ノ購入資金、自作農資金又ハ備荒資金トシテ部落会、農事実行組合ニ積立テシム」ることとなっていた。<sup>(30)</sup> この点について、島根県会で木幡久右衛門議員（60 町歩地主）に質問された知事は以下のように答弁している。「改訂ニ依リマシテ軽減サレマシタ小作料ノ少クトモ半額程度ハ農業経営ノ生産手段デアリマスコロノ肥料農具ノ購入資金ノ一部ニ積立ヲサシテ備荒貯蓄ノ為ニ町村農会、農地委員会、部落会ヲ中心トシテ個人名義デ貯蓄スルヤウニ指導シテ居ルノデアリマスガ、未ダ此ノ指導ガ徹底シテ居ルトハ申サレナイノデアリマス」。<sup>(31)</sup> つまり、知事自らが改訂減額分の農業生産への充当については「未ダ此ノ指導ガ徹底シテ居ルトハ申サレナイ」と認めているように、県の指導方針通りに減額分の措置が行われていなかったのである。島根県はこの点を改善する方策をこの後も出せては

注 (27) 『秋田県報』；『福島県報』；『石川県公報』；『長野県報』；『岐阜県公報』；『三重県公報』；『岡山県公報』；『徳島県報』；『佐賀県公報』；『長崎県公報』；『熊本県公報』；『大分県報』；『宮崎県公報』；『小作料統制事業認可市町村一覧』による。なお、筆者が収集した市町村別事業のデータは、道府県別に別途「資料」として公表する。

(28) 『小作料統制令関係予算』。ただし、Bグループでは宮城、岐阜は未報告である。カッコ内はその面積。なお、秋田県の 100 町は南秋田郡一日市町の分（104 町歩）である（『小作調停書類』1938 年、秋田県庁文書、秋田県文書館所蔵）。ただし、上記数値は報告洩れが考えられるため、一応の日安にとどまる。

(29) 農林省農政課農地係「小作料適正化事業実施指導方針」『集成』第 10 巻。

(30) 農林省農政課農地係「小作料適正化事業実施指導方針」『集成』第 10 巻，228 頁。

(31) 『第 94 回島根県会議事速記録』1942 年，20 頁。

おらず、この問題は最後まで改善されなかったと考えざるを得ない。

小作調停事務協議会でもこの点は問題になっていた。1941年9月開催の広島控訴院管内第12回小作調停事務協議会で、広島県小作官は、3分の1を小作人の生活費に、3分の1を肥料代に、残り3分の1を貯蓄にまわすとし、貯蓄については村長が貯金通帳を保管するというような指導を行っているが、「仲々意見が多く実行困難ナトコロモアル様デアリマス」と述べている。鳥取県小作官はより率直に「農道ノ改修、肥料ノ共同購入、農策ノ機械化、積立貯金ト言フ様ナ方面ニ振向ケ農業再生産ニ寄与セシムベク指導シテ居ルノデアリマスガ、一々監督スルコトハ出来マセヌシ、一度小作人ノ懐中ヘ入ツタモノハ之ヲ引出スコトハ出来難イノデアリマス」と述べている。<sup>(32)</sup> 暉峻氏は、小作料減額分を小作人の生活費に繰り入れることが出来ないことを小作料統制令の限界性として批判していたのであるが、<sup>(33)</sup> 実際はその逆で、「一度小作人ノ懐中ヘ入ツタモノ」を生活費として費消することは容易であったが、食糧増産のために引き出すことは難しかったのである。

小作料減額分を食糧増産へ直接的に寄与せしめる方策については、農林省や各府県とも確たる方策を出せないでいたというのが実情であった。この点は、最後まで改善されなかった。小作料統制令の本来の目的であった食糧増産への直接的な寄与という点においては、小作料適正化事業はいわば画竜点睛を欠いていたのである。

## (2) 小作料適正化事業と農家経営

### ① 農家経営への影響

小作料適正化事業により、個々の地主経営なり小作経営が直接的にどの程度の減石・増石となったかは、小作料適正化事業実施時に作成された小作地一筆ごとの反別・等級・小作料・地主・小作人を記した『小作料台帳』の類があれば、名寄せすることにより判明する。以下、広島県狩小川村を事例に、村内第一の不在地主S家と第二の不在地主E家の場合と自作地を一切もたない純小作農で1町以上経営のI家とK家の場合をみておこう。<sup>(34)</sup>

不在地主S家は、村内に3.19町の小作地を所有していたが、その小作料は、小作料適正化事業により改訂前の41.68石から35.06石と6.60石の減石となった。村内に2.23町の小作地を所有していたE家の場合は、小作料適正化事業により、27.02石から22.12石へと4.90石の減石となった。当然ながら、小作料改訂減額分だけは契約小作料が確実に減収となった。次に小作農をみると、1.01町を経営していたI家の場合、その支払小作料は事業実施により13.61石から12.24石へと1.37石減少し、同じく1.07町経営のK家の小作料は、12.20石から10.11石へと2.09石減少した。これも当然ながら契約小作料減額分だけは増収となった。なお、狩小川村の事業

注 (32) 『広島控訴院管内第12回小作調停事務協議会要録』1941年、60～61頁。なお、小作人が減額分を飲食費に徒費してしまうことを強調して小作料適正化事業を批判するのが、事業を回避したい地主の常套手段となっていた(情報局第一部『小作料統制の動向』1941年、29頁など)。

(33) 暉峻『日本農業』、341～342頁。

(34) 『昭和17年小作料台帳』狩小川村役場文書(広島市公文書館所蔵)。S家・E家ともに、全体の所有耕地面積は不明であるが、他の資料から15町歩以上50町歩未満であったことは間違いない(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧広島編』日本図書センター、1998年)。

(1942年12月8日認可)は村内一円の田地66.3町歩を対象に、平均減額率は12.7%であった。

このように小作料適正化事業により、その所有するあるいは小作する土地面積とその土地等級にしたがって、その改訂減額分だけは確実に減石・増石となったのであるが、問題はその改訂減額が地主経営なり小作経営にどのような意味をもったのかである。地主経営については、すでに秋田県地主について岩本純明・清水洋二・品部義博各氏の土田家・小西家・塩田家についての分析がある。<sup>(35)</sup>それによると、どの地主家とも、二重米価制度や小作料適正化事業などの明確な地主抑制政策により経営を悪化させていた。小作料適正化事業による小作料収入の減少に対しては、3家とも土地売却を積極化させ、小西家や塩田家では木材売却を増やしていった。塩田家では軍需工業株への投資を増やし、小西家では国債や預貯金の増加がみられた。小作料適正化事業による小作料収入減に対しては土地売却や木材売却で対応し、国債や有価証券、預貯金が増加するなど、資産全体の縮小のなかで、その構成を変化させていったのである。地主経営についてはこのような状況であったのであるが、問題は、小作料適正化事業と小作経営との関連であろう。小作料適正化事業が実際にどの程度の意味を小作経営にもったのかについては、従来の研究はまったくふれていない。以下では、この点を検討してみたい。

## ②小作料適正化事業と小作経営

ここでは、農家経済調査個別原票を用いて、小作料適正化事業と農業経営との関連を検討しておきたい。表3が山形県西村山郡<sup>やち</sup>谷地町の小自作(23番)と小作(24番)の戦時期の農業経営を示したものである。<sup>(36)</sup>戦時期の農業経営分析としては検討すべき点が多いが、ここでは小作料適正化事業との関係に絞って検討を加えたい。23番は経営規模2町の小自作農家で、24番は1.3町の小作農家である。谷地町の平均経営規模は1町前後であるから、ともに上層農家であった。23番の粗所得などの数値は調査対象農家の全国平均のそれよりもやや大きく、24番のそれはやや小さかった。調査対象農家の全国平均経営規模が小自作1.8町、小作1.7町程度であったためである。この両農家の数値は全国平均の数値と比べて特異なものではなく、小作料適正化事業との関係を検討するのに問題はないであろう。<sup>(37)</sup>

まず、小作料の動向をみると、現物でも、金額でも、両農家とも1944年から減少している。谷地町では、1944年1月20日に小作料適正化事業が認可され、1944年度小作料から適用された

注 (35) 岩本純明「東北水田単作地帯における地主経済の展開」『土地制度史学』第69号(1975年10月)；清水洋二「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開」『土地制度史学』第74号(1977年1月)；品部義博「東北水田単作地帯における地主経営の展開構造」『土地制度史学』第79号(1978年4月)；岩本純明「東北水田単作地帯における後退期地主経済の動向」『鹿児島大学農学部学術報告』第30号(1980年3月)。

(36) 分析対象農家の選定は、農林省統計調査部『農家経済調査個別原票保管名簿』(1956年)による調査対象農家と筆者の収集した小作料適正化事業実施町村とを照合し、①調査個票が保存されていること(京都大学農学研究科生物資源経済学専攻所蔵)、②調査対象期間が3～4年以上であること、③調査対象期間中に小作料適正化事業が実施されていること、④小作・小自作・自小作であること、⑤経営地一筆ごとの収量や小作料が不明であるため経営地を大きく変更していない農家であること、の5条件を満たすものを選定した。これらの条件を満たす農家は極めて限られたが、そのなかで経営規模の大きなものを取りあげた。なお、西村山郡谷地町の戦前戦後の社会経済状況や社会運動については、森『戦時日本農村社会』、第9章を参照。

表3 戦時期農家経済と小作料適正化事業

(単位：人，反，円)

	23 番農家 (山形県西村山郡谷地町)				24 番農家 (山形県西村山郡谷地町)			
	1942 年度	1943 年度	1944 年度	1945 年度	1942 年度	1943 年度	1944 年度	1945 年度
世帯 男	5	5	5	7	4	3	3	2
員数 女	4	4	4	4	5	4	5	5
田 自作地	4.112	4.112	4.112	4.112	—	—	—	—
小作地	10.820	10.820	10.820	10.820	12.000	12.000	12.000	12.000
畑 自作地	4.426	4.426	4.426	4.615	—	—	—	—
小作地	0.700	0.900	0.900	0.800	1.300	1.300	1.300	1.300
計	20.128	20.328	20.328	20.417	13.300	13.300	13.300	13.300
粗所得	4,059	4,779	5,902	29,543	3,124	2,729	3,445	14,313
所得的失費	1,529	2,200	1,335	5,321	1,153	1,428	1,192	…
農家所得	2,530	2,579	4,567	24,223	1,971	1,301	2,252	…
家族家計費 (A)	2,514	2,899	3,864	13,839	1,893	1,620	1,672	5,666
農家経済余剰	15	△320	703	10,384	78	△319	580	…
農業粗収益 (B)	3,801	4,315	5,167	28,749	2,592	2,326	2,846	13,021
農業経営費	1,495	2,165	1,300	5,281	1,125	1,400	1,165	…
農業所得 (C)	2,306	2,150	3,867	23,467	1,467	926	1,681	…
小作料金額 (D)	604	673	578	1,935	776	897	736	…
小作料石数	14.300	14.196	12.499	12.759	17.059	18.390	14.400	15.600
水稲生産奨励費	186	527	486	177	152	140	382	515
小作料割合 (D/B)	16 %	16 %	11 %	7 %	30 %	39 %	26 %	…
家計費充足率 (C/A)	92 %	74 %	100 %	170 %	78 %	57 %	101 %	…

注) 1. 調査年度は、3月1日～2月末日。

2. 24番農家の1945年度は、集計カードが一葉欠けるため、事業不詳部分が生じている。

3. 小作料金額には、現物の他に現金で支払われた部分を若干含んでいる。

出典) 『農業経営並農家経済調査集計カード』1942～1945年度。

ためである<sup>(38)</sup>。1943年度から44年度にかけて、95円、1,697石(23番)、161円、3,99石(24番)の減額である<sup>(39)</sup>。水稲生産奨励費は奨励金・補給金として買入価格に上乗せされた部分である。1944年度で、486円(23番)、382円(24番)と、農業粗収益の1割前後をしめており、農家経済にとっては重要な意味をもっていた。1944年度でみると、生産奨励費と小作料減額分で、農家経済余剰の多くをしめるという状況であった。小作料減額分は、1944年度の農家経済余剰の14%(23番)、28%(24番)をしめており、両農家でその重みに差があったが、決して小さなものではなかった。農業粗収益にしめる小作料の割合を算出すると、1942年から順に、16%、

注 (37) 両農家とも1943年に農家経済余剰がマイナスになっている点は、全国平均の動向とは相違する。理由は、23番は家畜を購入したためであり、24番は水稲減収と「俸給賃金手当等」減少、雇用労賃の増加などによる農業経営費の増大による。全国の動向は、農林省農業総合研究所『昭和17年度18年度19年度農家経済調査報告』其の一、其の二(1948年)を参照。

(38) 『山形県報』(臨時増刊)第2971号(1944年1月25日)、『小作料統制事業認可市町村一覧』。引下歩合は平均12.8%である。

(39) 石当たり価格が政府買入価格(47円)と相違するが、現金で支払われた部分がこの他に存することのほかは、理由は明確ではない。



16%, 11%, 7% (以上 23 番), 30%, 39%, 26% (以上 24 番) となる。1944 年度に画期的に減少することがわかる。24 番農家は自作地をまったく持たない純粋な小作農家であったため、現物ベースで小作料率を算出することが出来るが<sup>(40)</sup>、1942 年から順に 43%, 50%, 39%, 55% となる。1945 年度は平年作の 2 割を超える減収であったため小作料率が高くなっているが、小作料適正化事業実施の 1944 年度は 39% と 4 割を下回っていた。さらに、農業所得でどれだけの家計費をカバーしえたかを示す家計費充足率をみると、両農家とも 1942・1943 年度は 100% を下回っていたのが、1944 年度からは 100% を上回るようになる。これに、小作料適正化事業による小作料減額分が寄与していたことは間違いないのである。

以上により、小作料適正化事業による小作料減額は、農家による個別的事情により、そのもつ意味において軽重の差があったとはいえ、農家経済の維持・好転に重要な意味をもっていたことが確認できよう。それは、生産奨励費ほどの意義をもつにはいたらなかったが、それを補足する重要な意味をもっていたのである。このように小作料減額分が農家経済の維持・好転に寄与したことは間違いないのであるが、ただ、肥料の投入状況や「機具」類などを検討すると、この間目立った変化がみられなかったことは指摘しなければならない。戦時期における資材不足もあり、小作料減額分が食糧増産へ直接的効果をもちにくかった状況は、この農家経済調査個票の分析からも確認できよう。

#### 4 小作料適正化事業の地代論的検討

ここでは、小作料適正化事業によって、村レベルで収穫高と小作料との相対的關係がどのように再編されたのかを最小 2 乗法による回帰分析によって検討しておきたい。つまり、収穫高と小作料との回帰直線  $R = \alpha + \beta P$  ( $P$ =収穫高,  $R$ =小作料,  $0 < \beta \leq 1$ ).  $\alpha$  は差額地代の原則では 0 と限界生産物の費用価格  $P_1$  との間の値をとる。総て物的表示で単位は石) をもとめ、収穫高と小作料との相対的關係、あるいはその変化を検討したい。上記関係式は、地代の理論からすれば、係数  $\beta$  が 1 に近いほど、定数項  $\alpha$  が  $P_1$  に近いほど差額地代化の現象を示すことになり、定数項が 0 乃至 0 に近いときは、定率的な比例地代ということになる。分析対象地域は、資料の關係から広島県を取り上げる。

まず、広島県農地委員会決定の「小作料改訂規準表」から、収穫高と標準小作料との回帰直線をもとめると、二毛作田  $R = -0.55 + 0.66P$ 、一毛作田  $R = -0.46 + 0.55P$  となる。当然ながら、定数項は負の値になり、 $P$  の係数は正の値になる。定数項はともに 0.5 石前後という大きさであり、比例地代的でないことを示している。係数の大きさは収穫高差の 66% (二毛作田)、55% (一毛作田) が小作料差となることを示している。相関係数はともに 0.999 であり、収穫高と最高標準小作料とがきわめて規則的に対応していることが分かる。広島県下の市町村農地委員会で

注 (40) 農家経済調査では、耕地一筆ごとの収穫高と小作料額が不明であるため、純粋な小作農家でない、現物ベースでの小作料率の計算が出来ない。

(41) 回帰分析の方法と比例地代については、阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会、1978 年；倉内宗一『地主・小作制の展開過程』農林統計協会、1999 年を参照。

表4 広島県市町村別小作料改訂基準一覧

		定数項	係数	市町村数	平均反収(石)	小作料率(%)
一毛作田	I型(差額地代型)	-1.8 ~ -0.9	0.8 ~ 1.0	5	2.02	63
	II型(県基準型)	-0.55 ~ -0.35	0.45 ~ 0.65	49	1.92	49
	III型(比例地代型)	-0.2 ~ 0	0.38 ~ 0.40	7	1.69	39
二毛作田	I型(差額地代型)	-1.2 ~ -0.8	0.8 ~ 1.0	6	2.27	52
	II型(県基準型)	-0.6 ~ -0.4	0.58 ~ 0.70	75	2.25	42
	III型(比例地代型)	-0.2 ~ 0	0.45 ~ 0.50	14	2.41	44
	IV型(高小作料型)	0.1 ~ 0.6	0.40 ~ 0.57	11	2.22	63

- 注) 1. 一毛作田には、上記に該当しない町村が32ある。  
 2. 二毛作田には、上記に該当しない町村が49ある。  
 3. 相関係数は、全ての市町村で、0.96~1である。  
 4. 平均反収は『農政資料調査書』の市町村別平均反収(「中田」)を平均したもの。  
 5. 小作料率については、市町村別の小作料額や認可面積を一・二毛作田別に分けて把握できないため、一・二毛作田を合算したデータを用いた。そのため、一毛作田の小作料率はかなり高く、二毛作田はやや低く計算されている。  
 6. IV型の小作料率は、資料の不備から、沼隈郡7町村についてのものである。

出典) 広島県農地課『昭和23年度小作料等調査綴』広島県庁文書；広島県内務部『農政資料調査書』1933年。

は、この「規準表」を参照しつつ、市町村の個別事情に合わせて、市町村レベルの小作料改訂基準表を決定した。広島県では、1948年に小作料改訂基準表も含めた小作料適正化事業実施についての報告を県下市町村にもとめている<sup>(43)</sup>。以下では、この調査に対する市町村からの回答(小作料改訂基準表)をもとに、市町村ごとに一毛作田・二毛作田にわけて、収穫高と小作料との回帰直線をもとめ、小作料適正化事業における収穫高と小作料との相対的關係を検討してみたい。

表4が、定数項と係数を基準に、一毛作田を3類型、二毛作田を4類型に類型分けしたものである。一・二毛作田ともII型(県基準型)が県の基準と同じか、あるいはそれに近いグループである。一毛作田では定数項が-0.55~-0.35石で、かつ係数が0.45~0.65のものであり、49町村が該当した。二毛作田では定数項が-0.6~-0.4石で、かつ係数が0.58~0.70のものであり、75町村が該当した。一・二毛作田ともに、全体の半数ほどの町村はこのII型に属しており、町村の基準表決定に県の「規準表」がかなりの影響をもったことを示している。その他の大方の町村もこのII型に準じていたのであるが、他の類型(I・III・IV型)に属する若干の町村が存在し

注(42) 『小作料改定の手びき』広島県、1941年。なお、農林省「小作料適正化事業実施指導方針」(『集成』第10巻)からは、一毛作田21県分、二毛作田18県分の適正小作料基準表(収穫高と最高標準小作料のデータ)がえられる。それぞれ回帰直線をもとめると、一毛作田では奈良県( $R = -0.11 + 0.44P$ )と大分県( $R = -0.64 + 0.63P$ )が、二毛作田では奈良県( $R = -0.09 + 0.45P$ )と岡山県( $R = -0.62 + 0.72P$ )が、それぞれ係数並びに定数項の絶対値が最小と最大になり、いわば両極に位置することがわかる。つまり、他の県はすべてこの両極の範囲内に入る。広島県は大分県や岡山県に近かった。村レベルのデータによる全国的な地代論的検討は、今後の課題である。

(43) 広島県農地課『昭和23年度小作料等調査綴』広島県庁文書(広島県立文書館所蔵)。もともとこれらの資料は、小作料統制令第4条知事認可の際に県庁へ提出されたものである。広島県では、原爆でこれらの資料がすべて失われたために、再度調査を行ったと思われる。県庁へ回答した市町村数は213。うち、不備がなくデータとして使用できるものは、168市町村(一毛作田93町村、二毛作田155市町村)である。ただ、比婆郡の分は、上記簿冊に綴じられておらず、不明である。なお、以下の叙述の平均反収は、広島県内務部『農政資料調査書』(1933年)の「中田」による。

た。まず、Ⅰ型（差額地代型）は、一・二毛作田とも、定数項が1石前後と大きく、係数も1乃至は1に近い（0.8～1）という類型で、明らかに差額地代序列を示していた。一毛作田では5町村、二毛作田では6町村がこのⅠ型に属していたが、全体の市町村数からみるとともに数パーセントと少なかった。Ⅰ型の地域は収穫高が高い地域であったが、差額地代序列であるから当然ながら小作料率は上田（上位等級田）で高く下田（下位等級田）で低くなり、上田－下田でかなりの格差がついた。逆に、一・二毛作田ともⅢ型（比例地代型）は、定数項が0.2石以下と小さく、係数も0.38～0.40（一毛作田）、0.45～0.50（二毛作田）と低い類型であった。定数項が0乃至0に近い類型であるから、比例地代の様相を示していた。比例地代であるから、上・中・下田とも小作料率は同じ（定率）、あるいはほぼ同じ（ほぼ定率）であった。この類型に属する町村も全体の数パーセントと多くはなかった。このⅢ型のうち、一毛作田のⅢ型は、収穫高のかなり低い地域であるところに特徴があった。山縣郡や神石郡<sup>じんせき</sup>の一毛作地帯の町村がこのⅢ型に属しており、特に山縣郡の場合は平均反収が1.2～1.5石の地域であった。また、二毛作田のⅣ型（高小作料型）は、定数項が正の値になるところに特徴があった。このことは、理論上、収穫高が0の田地でも小作料が生じることを意味した。また定数項が正である故に小作料が全体に高く、かつ上田よりも下田にいくほど小作料率が高くなった。このⅣ型に属する町村は、沼隈郡8町村、御調郡<sup>みづき</sup>2村、深安郡1村と地域的に限られていた。共通点は、すべての町村で藺の裏作が行われていたことであった。これらの地域では、藺裏作のため、表作（稲作）の小作料率が極めて高かったのである。たとえば、改訂前の契約・実納小作料率をみると、沼隈郡浦崎村103%・92%、高須村89%・84%、熊野村71%・71%といった具合で、かつ表作が如何なる不作でも減免は認められていなかった。<sup>(44)</sup>これらの地域では、収益性の高い藺裏作を背景に、定数項が正の値をとるような小作慣行が行われていたのであり、小作料適正化事業でかなりの減額が行われたが、それでもその慣行を色濃く残していたのである。最後に、類型別の小作料率をみておきたいのであるが、小作料率計算の基礎となる市町村別の小作料額や認可面積を一・二毛作田に分けて把握できないため、表4では一・二毛作田を合算したものをを用いた。そのため、一毛作田の小作料率はかなり高く、二毛作田はやや低く計算されている。それでも類型別の相対関係は把握できよう。表4によると、Ⅳ型がもっとも高く、次いでⅠ型が続いていること、一毛作田のⅢ型がかなり低いこと、大多数の町村が属したⅡ型が概して低いことが分かる。

以上が市町村レベルの小作料改訂基準表の検討であったが、次に実際に行われた小作料適正化事業における収穫高と小作料との関係を村レベルで検討しておきたい。ここで検討対象とするのは、資料の関係から深安郡山野村、安佐郡大林村、山縣郡八幡村<sup>(45)</sup>の3村である。山野村は二毛作田地帯であり、反収2.0～2.2石と、比較的生産力の高い地域であった。大林村は一・二毛作田地帯で、反収2.0石（二毛作田）、1.5石（一毛作田）という生産力的には県平均よりもやや低めの

注 (44) 農林省『小作事情調査』1936年（東京大学農学生命科学図書館所蔵）。

(45) 以下、『昭和18年12月2日山野村小作料改定決議一件』山野村役場文書；『昭和16年9月農地一件』大林村役場文書；『農地及小作料ノ表示』八幡村役場文書による。改訂前後の収穫高と小作料との関係がわかるのは、この3村のみである。

地帯であった。八幡村は、反収 1.1~1.3 石という生産力のかなり低い一毛作田地帯であった。<sup>(46)</sup>

まず、村農地委員会決定の小作料改訂基準をみておくと、山野村（二毛作田）は  $R = -0.35 + 0.64P$ 、大林村（二毛作田）は  $R = -0.45 + 0.69P$ 、八幡村（一毛作田）は  $R = -0.16 + 0.38P$  となる。類型別にみると、山野村はⅡ型類似、大林村はⅡ型、八幡村はⅢ型であった。次に、小作料改訂前後の収穫高と小作料との回帰直線を検討しておきたい。この3村について、山野村ではすべての二毛作田 370 筆、大林村ではすべての二毛作田 824 筆、八幡村ではすべての一毛作田 728 筆を対象に、収穫高と改訂前後の小作料との関係をもとめた。山野村では、収穫高と改訂前小作料との関係が、 $R = -0.74 + 0.95P$  となり、改訂後は、 $R = -0.45 + 0.69P$  となった。改訂前には差額地代序列の様相を呈していたが、小作料適正化事業により、係数・定数項の絶対値ともに小さくなった。上田を中心にかなりの小作料減額が行われた結果である。大林村では、改訂前  $R = -0.20 + 0.65P$ 、改訂後  $R = -0.45 + 0.69P$  となり、係数をやや大きくし、定数項の絶対値を大幅に大きくした。つまり、県基準に合わせる形で、小作料をほぼ平行して 0.25 石引下げた形となった。八幡村では、改訂前が、 $R = -0.02 + 0.35P$ 、改訂後が  $R = -0.20 + 0.41P$  となる。八幡村の場合も大林村と同様、係数がやや大きくなり、定数項の絶対値がかなり大きくなった。つまり、小作料をほぼ平行して 0.2 石引下げた形となっている。八幡村の場合、改訂前には定数項が 0 に近く比例地代の様相を呈していたが、係数と定数項の絶対値を大きくすることにより、より差額地代的に改変された。大林村・八幡村ともに、係数が若干大きくなっているゆえに、下田のほうが上田よりも減額は大きかった。もともと、小作料減額のやり方には、たとえば「一律 1 割減」のように小作料を一律何割か下げる場合と「一律 1 斗減」のように一律ある絶対額を引下げる場合とがあった。前者の方法は、係数を引下げ、回帰直線の勾配を緩くすることを意味しており（この場合、定数項は上方へ引きあがる）、後者の方法は定数項を引下げ、いわば並行的に小作料を引下げることを意味した。前者の場合には、土地等級の高い田地ほど小作料減額の絶対額が大きくなり、後者の場合には土地等級別の小作料率格差がより大きくなった。上記3村では、前者が山野村の場合であり、大林村・八幡村の場合は後者の色彩が強かった。最後に、村農地委員会決定の小作料改訂基準と小作料改訂後の回帰直線とを比較すると、この3村ともほぼ村農地委員会決定の小作料改訂基準で実施されていたのが分かる。特に大林村は、村基準と改訂後の回帰直線が一致しており、村の基準にきわめて忠実に事業が実施されたことを示している。

以上、山野村のように、改訂前の係数が県基準よりも大きいことが多い比較的生産力の高い地域では、係数を県の標準にまで大きく引下げ、上田の減額が相対的に大きくなるような小作料の引下改訂が行われたと思われる。このような地域が多数を占めたと思われるが、なかには、差額地代序列（Ⅰ型）といった特異な地域も若干存在したのである。また、大林村や八幡村のように、改訂前の係数が県基準に近い地域やそれ以下の地域では、係数を県基準に近づけつつも、主には定数項の絶対値を大きくし、小作料を並行的に大きく引下げる形で改訂を行ったのである。

注 (46) 『大正 12 年広島県深安郡勢要覧』山野村役場文書（広島県立文書館所蔵）；広島県『農政資料調査書』；『昭和 8 年—16 年産業統計報告跡』八幡村役場文書（広島県立文書館所蔵）。

それらの地域は、多くの場合、生産力が平均的かそれ以下の地域であったと思われる。特に、八幡村（一毛作田のⅢ型）のように生産力がかなり低い（低位生産力田地の多い）地域では、係数を大きく県基準に近づける形での小作料改訂は実行不可能で、主に定数項の絶対値を大きくする形での小作料減額改訂をせざるをえなかった<sup>(47)</sup>のである。

## おわりに

最後に、従来の研究史との関連で、本稿をまとめておきたい。

これまでの小作料統制令についての評価には、否定的なものもある一定の意義を認めるものがあった。たとえば、暉峻氏は「高額現物小作料制一般の改革にはほど遠かった」と小作料統制令の限界性をもっぱら強調したが、逆に大内力氏は不十分な点はあったが「あるていどの役割を果たした」と肯定的な評価を与えていた。<sup>(48)</sup>ともに共通していたのは、具体的な実績分析に基づかず、1942年ごろまでの事業実績（全小作地面積の1割強）をもとに評価を下していた点であった。本稿で克服しようとしたのは、まさにこの実証的分析の貧困さという点であった。本稿では1945年3月31日までの小作料適正化事業実績を確定し、事業実施における地域的特質の把握に努めた。本稿では、小作料適正化事業による地主小作関係の変革を集团的地主小作関係の形成ととらえ、その広がりを小作料適正化事業によるものとともに、小作調停法などによるものも含めて把握することの必要性を指摘した。農林省資料や各府県公報による分析の結果、Aグループの地域を中心に少なくない地域でかなりの変革が進んでいたこと、並びに小作料適正化事業による小作料減額は戦時期における農家経済の維持・好転に少なからぬ役割をはたしたことを明らかにした。したがって、暉峻氏のように小作料統制令の限界性を一方的に強調し、それを否定的に評価するのは妥当ではないと言わざるを得ない。ただ、限界性があったのも事実で、それは、小作料適正化事業の展開が地域的偏りをもったことや小作料減額分の措置を食糧増産に結びつける確たる方策を提示できなかったことにみられた。前者については、農林省は制度や手続きについての大枠を示したのみで、道府県に事業実施についての幅広い裁量を認めたところに根本的原因が

注 (47) 以上のような地代現象について理論的展望を述べておきたい。広島県における地代現象を全体としてみると、以下の2点が指摘できる。第1は、生産力の高い深安郡山野村やⅠ型の地域が差額地代的序列を示し、生産力のかなり低い山縣郡八幡村やⅢ型の地域が比例地代的であったことを考えると、生産力の段階と比例地代から差額地代化への進展を対応させて把握することが出来るのではなかろうか、という点である。第2は、そうはいっても、その地代現象は、差額地代型、県基準型、比例地代型などと、かなり多様であった、という点である。差額地代理論の祖国イギリスでも地代現象が多様性をもっていたことは間違いないから、この地代現象の多様性は特に日本のみの現象でないことは明らかであるが、小農経営体制のわが国に独特の問題も存在したと思われる。この地代現象の多様性は、生産力の高さ、商品経済や労働市場の展開度合いなど、生産力の発展を基盤とした商品経済の発展段階と「家」「村」社会の諸慣行や比例地代的思考・慣行の強弱などの地域的な特性とに依存していたと考えられる。総じていうならば、資本・労働力・土地の競争に基づく移動の自由さが経済発展段階と地域的特性に対応してそれぞれの地域で多様性をもったということであるが、その多様性を規定した幾つかの要因は小農経営体制に淵源するものであったと言えるのではなかろうか。具体的な地代現象を理論的に総括するには、さらに他地域並びに異時点（出来れば、幕末・明治前期）での地代現象を分析する必要がある。今後の課題である。

(48) 暉峻『日本農業』、341～343頁；大内力『農業史』東洋経済新報社、1960年、271頁。

あった。この点は臨時農地価格統制令や臨時農地等管理令といった他の戦時農地政策にもうかがえる点であり、戦時農地法制の過渡的な性格を示していた。最後に、小作料減額改訂や小作料適正化事業の地代論的位置についてであるが、この点はこれまでまったく検討されてこなかった分野である。小作料適正化事業による小作料改訂は、全体として差額地代と比例地代の中間的な県基準に近づける形で減額改訂が行われた。そのため差額地代的序列のものはより比例地代的に、比例地代的序列のものはより差額地代的に、それぞれ変化したのである。

Yoshihiro SAKANE, *The historical significance of the Rent Control Act of 1939*

The purpose of this article is first to clarify the effect of Article 4 of the Rent Control Act (*Kosakuryo tosei rei*) by analyzing Ministry of Agriculture and Forestry records and official prefectural gazettes, and second to consider the historical significance of the act. Revision of tenant conditions was carried out on a national average of 20 per cent of all tenant land; however the percentage differed according to each prefecture, since it was the prefectures themselves which were responsible for the execution of the act.

In this article, attention is given to two points relating to the effect of the act. First, Article 4 led to the formation of collective landlord-tenant relations, and therefore brought about a transformation of the traditional landlord-tenant relationship. The second point concerns the possibility of using the reduction in rents to bring about an increase in food production. Because the government was not able to provide clear leadership in this direction, the act did not necessarily lead directly to any such increase. In addition, the relation between rice output and rent levels was analyzed according to the methods of rent theory through regression analysis.